

市人事室給与課担当係長以下、市労連書記次長以下との事務折衝

令和4年3月23日（水曜日）大阪市労働組合連合会（市労連）との交渉の議事録

（組合）

前回交渉を行いその中で市側の回答が示されたということで、我々の申し入れに対して人勧で対応するという回答であったかと思う。それ以降も厚労省の方からも、いわゆる処遇改善の国の事業の部分で、自治体も積極的に活用してねというようなことが2月の中旬頃にも出ており、具体の自治体の名前は書いていないが、取り組んでいるところの事例を挙げられたりしながら事務連絡が出ている状況もあるかなと思う。これを受けて、特に大阪市として処遇改善を実施しようというような話にならないのか。

（市）

結論だけ申し上げると大きな方針、前回回答させていただいた部分から特に変わっていないところはない。その後総務省からは無いが、おっしゃっていたように厚労省だとか、内閣府からは通知があったりもしているので、各所属と話をしたり、他都市の状況というのでも引き続き調査はしているところだが、政令市であれば他都市では千葉市だけが調整額を上げるとしている。大阪市を含めた他の19都市については本務職員に限るが、特段そういった対応はないと聞いている。理由としては人勧を尊重すべきであるとかであり、大きな考え方としては難しいのかなと考えている。大阪市の対応としてもそんなにバランスを欠いているというか、変な判断をしていないのかなと思う。引き続き検討しているところだが、状況としては大きな変更はない。

（組合）

他都市を見ていると本務職員について確かに少ないと思っているが、会計年度任用職員を上げているところは、パラパラあるのかなというふうに思っている。そういう意味で、例えば会計年度任用職員だけでも、上げようかという話にも特にはなっていないってことか。会計年度任用職員だけだとおそらく多数上げているところがあると思うが、市の中では上げようかという話も出ていないのか。

（市）

出ていない。会計年度任用職員の給与制度のももとの作りがどうか。本務であれば各

都市で保育士給料表があつたりなかったりというのはあるにせよ大きく制度として変わるものではない。会計年度任用職員はそもそも本務職員の給料と連動しているところもあればしていないところもある。根本的な制度も違ったりする。大阪市の場合は基本的に本務に連動しているところがある。仮に本務職員の方が上がれば会計年度任用職員も上がるという作りになっているので、それらを踏まえて今のところ変更はない。

(組合)

本務のところで言うと、人勸の部分があるということで一定理解はできる。会計年度任用職員で言うと、確かに張り付いている表が行政職のところであつたり保育士のところであつたりするので、連動はしていると言いながら、その設定は市側で決めているわけではないか。どこに張り付かせるかというのは。例えば人勸でどうかということではなく、会計年度任用職員だけ切り離して考えることができるかなと思う。例えば今ある会計年度任用職員のほとんどが、天井に行っていると思う。例えばその天井を上げるとか、そういう手法というのはなかなか難しいのか。テクニカルな話で結構だが。

(市)

天井というのがまずその職務職責に応じて天井というのを決めているので、テクニカル的には確かにできるのかもしれないが、職務職責や必要な知識が何も変わっていないところで天井だけ上げるっていうのは、他の会計年度任用職員、職との設計のバランスを考えるとちょっと難しいというところになる。例えば今回の処遇改善事業と全く別の話で、業務が増えて職務職責がちょっと重くなったので、1Bに上げるみたいな話とかが所属から上がってきたら、協議をして、1Aの職を1Bに上げようというのはあると思うが、それはこの今回の処遇改善事業ともう全く別の話である。保育士に限らず、他の会計年度任用職員についても担っている職や職務内容等が変わればもちろんそういうことはあり得ると思うが、今回の事業があるから上げるというのはちょっと違うのかなと。

(組合)

職務職責に応じて設定しているから、変われば変わるが、ということか。単純に上げましょうという話になりにくいということか。

(市)

その通りである。

(組合)

3月中だったか。エントリーしないといけないのは。全てを調べたわけではないが、民間もなかなか、手を挙げているが多くはないというふうに聞いている。国の施策がうまくいってないような気もするが、交渉の時もやはり人勧の話はされていて、理解はできるが国の政策としてこの事業をしている中で自治体が、ちょっと言葉が悪いが、無視するようなことに結果的になってしまうので、何かその辺はどうなのかなという気もする。例えば今回、国の事業でも民間が上がってれば、もちろん人勧で民調をしているので、そこが上がるから上がりますという理屈だと思うが、例えばうちで言うと保育士は給料表があるので市側がおっしゃるような、民間が上がれば上がるよねということはわかるが、例えばその給料表がないような職種、他のとこにくっついている職種なんかでいうと、人勧の、この事業にかかる、民間の処遇改善が反映されない職種があると思う。その辺りも気になるところだし、市側はこの事業で処遇改善をしないということだが、やるとした場合、どこまでの職種が該当するかというのを検討したのか。

(市)

処遇改善事業と職員の給与水準を上げるというのがリンクしないというところがあるが、今回の処遇改善事業、国がする事業の対象職種としては、いくつか事業があるかと思うが、保育士、幼稚園教員の事業、こちらについては、対象としては保育所で勤務する職員となっているので、ここはこども青少年局等に確認したところ、職種としては保育士、保育所の看護師、技能職員、給食調理員がいる。あとはここを対象にするかどうかというのは、民間においては施設長の判断ということだが、事務職員に会計年度任用職員がいらっしゃる。ここも対象になる可能性は、民間であればある。幼稚園で勤務する職員については、幼稚園教員、養護教諭、事業担当主事と主事補。一部会計年度任用職員の方、幼稚園の介助サポーターの方も対象になってくると考えている。社会的養護従事者の処遇改善事業というものもあり、福祉局が所管になってくる。児童自立支援施設、大阪市の阿武山学園に勤務する職員ということで、ここに関しても事務、事業担当主事、技能職員、栄養士看護師、臨床心理士、児童自立支援専門員、児童生活支援員、こういった方が事業として対象になってくる。

最後に福祉と介護職員の処遇改善事業については、弘済院に勤務されている介護福祉職員の方が対象になってくるかと思う。

(組合)

そう聞くと職種というか場所が限定されていることから考えても、手当等でできないものかと思うところである。他都市で手当のところはあったか。

(市)

手当というか調整額がある。千葉も調整額であるが、対象はすごく限定的に絞っているようで、対象は保育所で勤務する保育士と看護師のみであると聞いている。

(組合)

そこにおられる事務等は含めていないということか。

(市)

含めていない。幼稚園に関しては市直営のものがないということであるが、保育所に関してはもう看護師と保育士だけと職種を絞っていると聞いている。

(組合)

ちなみに、その調整額はいくらぐらいか。

(市)

3パーセント程度、9000円というのが補正予算案の概要で出ている。まだ規定の改正が行われていないので確定ではないかもしれないが。

(組合)

実際、人事委員会勧告で保育士の部分の平均給与が増えたとしても、他の業種で下がると結局処遇改善されないようにしか思えない。

(市)

保育士については保育士だけの調査をしているので、大阪市内の保育士の給料が上がって、民間の保育士の給料と大阪市の保育士の給料の比較なので、保育士だけの較差が出てくる。それをどう捉えるかというのは人事委員会の判断であるが、保育士に関しては保育士の額だけを比較する。

(組合)

民間が上げれば。

(市)

上がるかどうかは調べてみないと分からないが、もし民間が上がっているのであればそれに基づいた勧告が出てくるはず。

(組合)

考え方としてはそういう考え方になっているからということだけ、確約はしていないが。そもそも、こちらの理解ではあるが、これと人勧とは関係がないということ。大阪市としては、少し言葉が悪いがこの事業を無視しているということではないか。単純に、この事業に乗っかって処遇改善はしない、ということで、その結果がたまたま人事院勧告にはねてくる可能性があるというだけだな。いわゆる人事院勧告に乗ってこない職種はどうするのかという話は別だな。我々としては、この事業を大阪市が使って処遇改善してくださいよという話なので。人事院勧告は人事院勧告として当たり前の話で、民間の賃金が上がれば上がるというのはこの事業あるなしに関係ないことだと思う。我々の要求としては、この事業を使って処遇改善してくださいよということなので。さらに言うと、大阪市の腹は痛まないじゃないかと。国の財源があるのだから、これで上げてくださいねという話なので、いわゆる人勧というのはもう全然別物だと捉えているので、そういう意味でいうとやはり、交渉のときも申し上げたが、財政難を理由に給与カットをしてきたという経過がある中で考えると、今回のこの事業を受けないということは、今後は財政難で給与カットをしますという話にはなりませんよというのが我々の考え方だ。財源があるのに上げなかったのだから。この事業を活用しての処遇改善はしないというのがおそらく今の市側の結論かなと思うので、それを我々としてはよしとはもちろんしないが、今時点では、他都市も含めて自治体でこれに取り組んでいるところはない。ないことはないが。ほぼない。大阪市もそういう判断をされているということに変わりはないのかなというふうに思う。

ただやはり、今回のこの制度を取り入れていれば、給食調理員はおそらく処遇改善が行われたのかなと思う。人勧がでたところで、引っ張られないが。反映されるのが無理だと思う。やはりそういうところも含めて、給食調理員も国の制度の対象になっているというがあるので、その辺りを今後もう少し再考、検討いただきたいと思う。今回の制度があるからこそ給食調理員も含めて処遇改善できたと思うのだが、これを使わないで人勧では、その辺のところが多分反映されないままであるので、もしこれがあれば、給食調理員含め

て広い範囲で処遇改善ができていたと思うのでそのあたりも認識いただきたいと思う。

(市)

この件について結論は変わらないが、また勧告含めた内容については協議させていただきながら、どういう形がいいか詰めさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

(組合)

もしかしたら国もちょっと動きを変えるかもしれないなと個人的に思う。あんまり上手く行っていないような気がする。

(市)

国の動きは見ていくことにはなるが、国の保育士も上がっていない。

(組合)

国の保育士も存在するのか。

(市)

一部に保育士がいるが、そこの職種も上げていない。

(組合)

それは保育所に勤務していないからではないか。

(市)

自立支援の障害児入所施設の保育士、看護師。そこを上げていない。

(組合)

それはこの事業の趣旨と合わないということで、おそらくそれは職種が保育士というだけで保育所で勤務していないということかと思う。各現場で働く方をという感じで事業があるので。そういう意味では区役所にいる方も上がらないと思う。この事業でいくと。

(市)

対象外。

(組合)

そういう意味でも話戻って恐縮だが、ここで処遇改善する趣旨と、人勧で上がって上げるということは別物だと思う。あくまでこの事業に挙げられる人は、今申し上げたように、保育所現場におられる方に対して処遇改善しましょうねということなので、引きずられて人勧で、上がるじゃないかというのとは違うと思う。先ほど申し上げたように、この事業でいうと保育士でもみんながみんな上がるわけじゃない。人勧だとその保育士が上がるということは事業と切り離れている話なので、そこはあくまでこの事業を大阪市がどう活用するかということ、できたらご検討いただきたいというのがある。